

役員及び評議員の報酬並びに
費用弁償に関する規程

社会福祉法人聖和会

社会福祉法人聖和会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間420万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。
- 3 法人の常勤理事に対する報酬は、年間 150 万円以内とする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表 1 に定める額とする。
- 5 各々の非常勤監事の報酬は、別表 1 に定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別表 1 に定める額とする。

(費用弁償)

第 5 条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行のために出張を行った場合は、旅費規程に則って費用を弁償する。

(報酬等の支給日)

第 6 条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月職員給与支給日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附則

この規程は令和 5 年 6 月 1 日から一部変更する。

別表 1

報酬額	
理 事 長	月額 300,000円以内
非常勤理事	1回につき 10,000円
非常勤監事	1回につき 10,000円
評 議 員	1回につき 10,000円